		協会員に対して適用されるべき負担金額に従い、月割りにてその額を計算しこれを請求する。但し、支払済みの負担金額との差額がある場合にはその差額を請求する。

7　協会は、納付された負担金につき領収書を発行しない。

（手数料の算定）

第56条　規則第113条第１項に定める手数料は、第17条に定めるところに従い算定した当該紛争解決手続の目的となった請求の価額に応じ、別表３に定めるところによる。

（納付された手数料の不返還）

第57条　納付された手数料は、当該手数料に係る紛争解決手続に係る申立てが受理されず、若しくは取り下げられ、又は当該紛争解決手続を開始しない旨の決定がなされた場合その他事由の如何を問わず返還しない。

附　則

（施行日）

第１条　この細則は、紛争解決等業務に関する規則附則第１条第１項に定める同規則を施行する日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、この細則の第３条から第５条の規定は、紛争解決等業務に関する規則附則第１条第２項の規定により同規則第２章の規定が施行される日から施行する。

（経過措置）

第２条　紛争解決等業務に関する規則附則第４条の規定により、同規則の施行の日より前になされる手続実施基本契約の申込みについては、この細則の規定を適用する。

第３条　第８条第３項の規定にかかわらず、この細則が施行された日から３か月を経過する日より前に手続実施基本契約の申込みをする場合にあっては、第８条第３項第１号の書類については、細則が施行された日から起算して３か月を経過した日までに提出することができる。

附　則（平26. 1.27）

この改正は、平成26年１月27日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第３条、第４条を改正。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

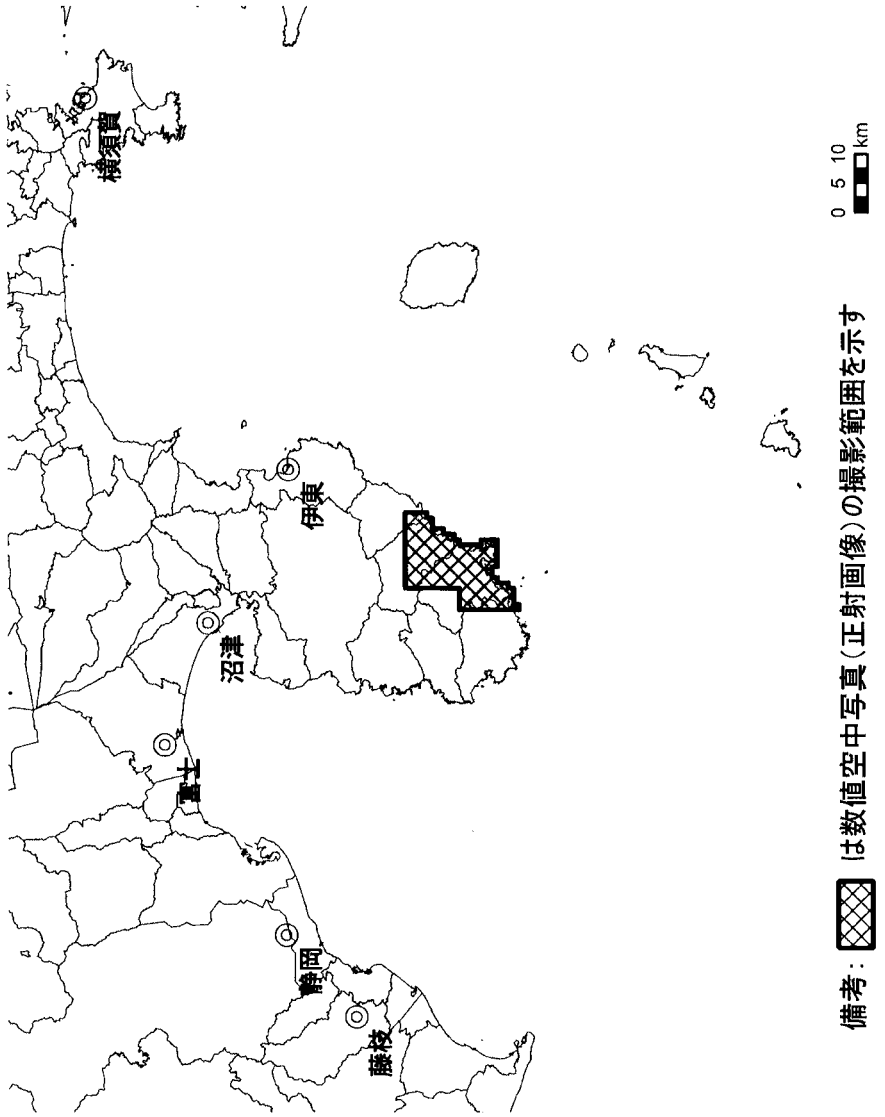
基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年２月17日　　国土交通大臣　太田　昭宏

種　類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	面積
数値空中写真（正射画像）	20cm相当	平成25年	ＣＣＢ―2012―４	下田地区	155㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2013―９	牛久地区	118㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2012―７	流山地区	100㎢
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2013―10	桶川地区	50㎢
〃	40cm相当	〃	ＣＫＴ―2013―２Ｘ	青ヶ島地区	11㎢
〃	20cm相当	〃	ＣＫＴ―2013―８	那須岳地区	57㎢

備考　空中写真の刊行日　平成26年２月18日

下田地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の撮影範囲を示す